
情報化

情報化.....	1
I T活用促進資金(中小企業資金、生業資金)	2
沖縄情報通信産業支援貸付.....	4
組合情報ネットワーク化現地指導事業	6
情報通信費低減化支援事業.....	7
中小企業情報基盤強化税制.....	9

IT活用促進資金(中小企業資金、生業資金)

目的

情報技術(以下「IT」という。)の普及および変化に関連した事業環境の変化に対応するため、ITの活用促進を図る方を支援します。

対象者

次のいずれかに該当する方

- 1.ITを活用した効果的な企業内業務改善及び企業内の情報交換等業務の高度化を行う方
- 2.他企業、消費者等との間でネットワーク上の取引及び情報の受発信を行う方
- 3.企業内業務のITの水準を取引先等企業外のITの水準に合わせようとする方
- 4.ITの活用により、業務方法、業務内容等の経営革新を図ろうとする方
- 5.デジタルコンテンツの制作、流通又は上映を行うことにより、効果的な業務改善及び情報交換等の業務の高度化を行う方
- 6.上記1から5を組み合わせる等、IT等を高度に活用する方

支援内容

(平成23年4月現在)

ご融資の限度額

- ・中小企業資金 7億2,000万円 (うち運転資金2億5,000万円)
- ・生業資金 7,200万円 (うち運転資金4,800万円)

ご返済期間

- ・設備資金 15年以内 (うち据置期間2年以内)
- ・運転資金 原則 5年以内 (うち据置期間1年以内)

活用のポイント

コンピュータ(ソフトウェアを含む)、周辺装置、端末装置、関連設備、関連建物・構築物等を取得(改造、更新を含む。)するために必要な設備資金及びリース料支払等のための運転資金などにご利用いただけます。

問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫

・本店	融資第一部 中小企業融資班	TEL (098) 941-1785
	融資第二部 融資相談室	TEL (098) 941-1795
・中部支店	業務第一課	TEL (098) 937-9559
・北部支店	業務課	TEL (0980) 52-2338
・宮古支店	業務課	TEL (0980) 72-2446
・八重山支店	業務課	TEL (0980) 82-2701

沖縄情報通信産業支援貸付

(産業開発資金、中小企業資金、生業資金)

目的

国又は沖縄県の情報通信産業振興関連施策に基づいて、情報通信産業の振興および沖縄経済活性化に寄与する情報通信関連事業等を営む方を支援します。

対象者

国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内において、

1 情報通信関連事業を行う方

(情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。))の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって、録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)

2 情報関連人材を養成又は派遣する事業を行う方

支援内容

(平成 23 年 4 月現在)

ご融資の限度額

- ・産業開発資金 所要資金の7割以内
- ・中小企業資金 7億2,000万円 (うち運転資金2億5,000万円)
- ・生業資金 7,200万円 (うち運転資金4,800万円)

ご返済期間

- ・産業開発資金 設備資金20年以内 (うち据置期間3年以内)
- ・中小企業資金及び生業資金
設備資金15年以内 (うち据置期間3年以内)
運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)

活用のポイント

○国又は県の指定地域は以下のとおりです。

・情報通信産業振興地域

那覇市、うるま市、宜野湾市、宮古島市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、宜野座村、恩納村、金武町、南城市

・情報通信産業特別地区

名護・宜野座地区(名護市、宜野座村全域)

那覇・浦添地区(那覇市、浦添市全域)

問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫

・本店	融資第一部 産業開発融資班	TEL (098) 941-1765
	中小企業融資班	TEL (098) 941-1785
	融資第二部 融資相談室	TEL (098) 941-1795
・中部支店	業務第一課	TEL (098) 937-9559
・北部支店	業務課	TEL (0980) 52-2338
・宮古支店	業務課	TEL (0980) 72-2446
・八重山支店	業務課	TEL (0980) 82-2701

※産業開発資金については、本店のみのお取り扱いになります。

組合情報ネットワーク化現地指導事業

目的

ネットワークを構築しようとする組合に対して、ネットワーク化の具体的方法、システムの概要設計、システムの構築、データベースの整備等について専門家及び指導員による指導を行います。

対象者

県内の中小企業組合で、情報ネットワーク化を進め経営環境の改善等に積極的に取り組み経営革新に意欲を有する中小企業組合。

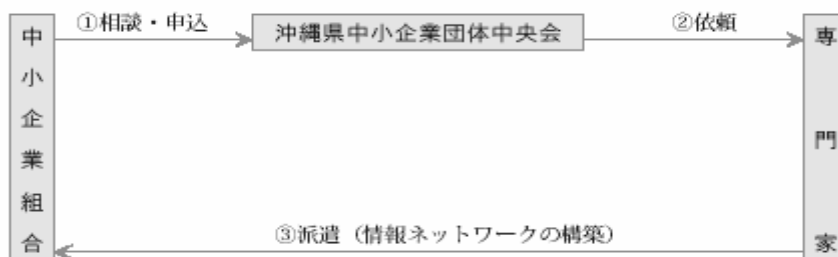
支援内容

- ・ 情報ネットワーク構築専門家の派遣

活用のポイント

組合と組合員との情報ネットワーク化や組合と取引先等で情報ネットワーク化を実現し、経営環境を改善する場合等に活用。専門家の派遣費用の 2/3 の補助(補助限度額 14 万 4 千円)が受けられます。

フロー図等



問い合わせ先

沖縄県中小企業団体中央会 総務情報課 情報係

E-MAIL : joho@ocnet.or.jp

TEL 098-859-6120 FAX 098-859-6121

情報通信費低減化支援事業

目的

沖縄を拠点とし、沖縄～本土間の通信回線を利用して情報通信関連事業を行おうとする事業者に対して、情報通信費に要する経費の一部を支援することにより、更なる企業の進出を推進し、県内産業の振興・活性化、県内雇用の拡大等を図ることを目的とします。

対象者

沖縄県内で創業或いは事業を営む情報通信関連企業であって、その事業が県内の雇用及び産業の振興・集積に寄与する企業で下記の条件を満たす企業が対象となります。

<選定条件>

- ・平成25年度末で20名以上の県内新規雇用または10名以上の高度な専門知識を有する人材の県内新規雇用が見込めること
(ただし、雇用数は正社員を含む常用労働者とし、パートは含めない)
- ・雇用とともに専門知識を有する人材の育成が見込めること
- ・関連する業種の県内での振興・集積が見込めること

<主な業種>

コールセンター、データセンター、ソフト開発、システム設計、コンテンツ制作等

支援内容

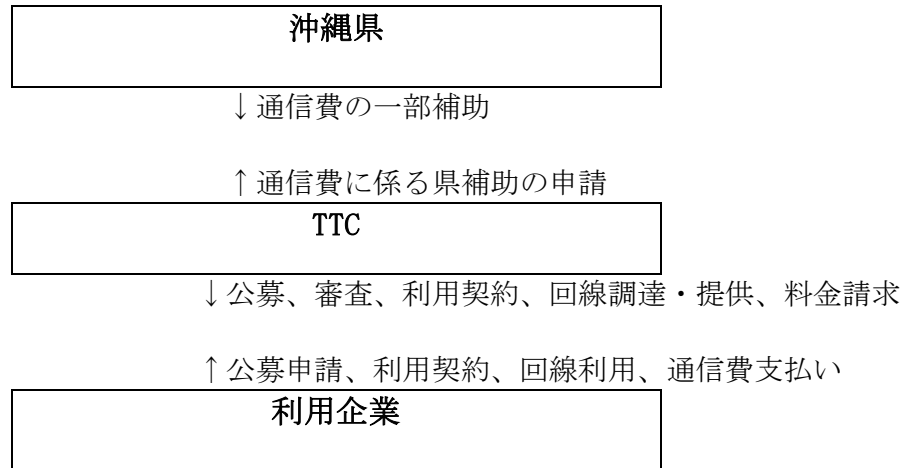
補助対象企業に次の支援を行います。

- ・企業の沖縄～本土間通信回線(広域イーサネット網サービス、IP-VPN サービス等)を、(株)トロピカルテクノセンター(以下「TTC」という。)が安価で調達し、さらにその回線使用料(通信費)の一部に県が補助金を交付することで、補助対象企業の情報通信費を低減します。
- ・補助金を交付する場合の補助率は1/2を基本とします。
(ただし、沖縄県内の離島等で広域イーサネット網サービスやIP-VPNサービスが提供されていない地域は、アクセス回線としてATM回線等を利用できるものとし、補助率は2/3～9/10とする。)

利用手続き

- 本事業は、TTCが実施事務局として、公募、申請受付、審査、回線調達、利用企業との契約、通信費の請求等、一切の手続きを行います。
- TTCのHPで公募要領、申請書のダウンロードが可能です。

フロー図等



問い合わせ先

(株) トロピカルテクノセンター事業開発部 「情報通信費低減化支援事業」事務局

TEL 098-982-1100

URL <http://www.ttc.co.jp/>

沖縄県商工労働部情報産業振興課

TEL 098-866-2503

URL <http://www.pref.okinawa.jp/iipd/support/index.html>

中小企業情報基盤強化税制

目 的

中小企業が一定のIT 関連設備やソフトウェアを導入された場合、税制の特別措置（税額控除又は特別償却）を受けることができます。（適用期間 平成23 年6月30日）

対 象 者

青色申告書を提出する個人事業者又は資本金 1 億円以下の法人（資本金 1 億円超の法人の子会社等を除く）

支援内容

平成23年6月30日までに取得し事業の用に供した下記のIT関連設備に対し、取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を選択して適用を受けることができます。

1. 基本システム

- (1) サーバ用OS（オペレーティングシステム）※
- (2) 上記（1）がインストールされたサーバ機
- (3) 仮想化ソフトウェア※

2. データベース管理ソフトウェア

- (1) データベース管理ソフトウェア※
- (2) 上記（1）及び上記（1）の機能を利用するアプリケーションソフトウェア

3. 連携ソフトウェア※

4. ファイアウォール※（1.～3.のいずれかと同時に取得されるものに限る）

5. 1.～3.のいずれかと同時に取得される侵入検知システム（IDS）※、侵入予防システム（IPS）※、ウェブ・アプリケーション・ファイアウォール（WAF）※

※ ISO/IEC15408に基づいて評価・認証されたもの

（注1）適用を受けようとする事業年度の取得価額の合計額が70万円以上であることが必要です。

（注 2）所有権移転外リースについては、税法上減価償却資産の取得があったとみなし、当該リース取引により取得されたものについても適用対象となります（ただし税額控除のみ）。

ご利用方法

- (1) 確定申告書等に必要事項を記載し、税額控除や償却額の計算などに関する明細書を添付した上で最寄りに税務署に申告します。
- (2) 取得等をした設備等について、その性能、取得価額等を立証できる資料の保存が必要です。

※なお、上記の内容は平成 23 年 5 月 13 日現在の法令等に基づいて作成しております。

問い合わせ先

- ・ 国税庁、国税局（事務所）又は税務署の税務相談窓口 URL：<http://www.nta.go.jp>
- ・ 経済産業省商務情報政策局情報処理振興課 電話：03-3501-2646